

2川教指第352号  
令和2年4月15日

市立学校長 様

学校教育部指導課長

市立学校における臨時休業期間中の児童生徒への対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、各学校におきまして御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般の状況を踏まえ、特段に不安や課題を抱える児童生徒への支援を重視してまいりたいと考えております。

各学校におかれましては、次のとおり御対応をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しておりますので、必要に応じて変更または追加的な措置を行う場合があります。

1 児童生徒の様々な不安等の解消に向けた取組について

学校は、児童生徒からの相談に対応できるよう相談窓口を設けるとともに、学校からの情報発信を積極的に行い、児童生徒の生活状況等の把握と不安解消のための手段を講じてください。（[別添1](#)、[別添2](#)参照）

2 「児童生徒の居場所」の継続について

居場所については、「緊急事態宣言等に伴う臨時休業等の対応について」（2川教指第305号）のとおり、引き続き実施してください。

（担当）

指導課 猫橋

電話 200-3318

## 児童生徒の様々な不安等の解消に向けた取組

これまで「児童生徒の心身の健康状態を把握する」ための方法として登校日や家庭訪問を示してきましたが、不安や課題を抱える児童生徒一人ひとりへの支援に重きをおくため、登校日や家庭訪問に関する取扱いを変更します。これまでのような登校日を4月17日以降は当面の間中止し、引き続き臨時休業期間中（5月6日まで）には、以下に示すいずれかの方法等で児童生徒に少なくとも1回は対話等のできる機会を設定し、児童生徒の様々な不安等の解消に努めてください。

### 1 個別相談日の設定（児童生徒の希望制による任意登校）

- (1) 学校から情報配信メール等で「児童生徒の不安解消のための相談日」（対象の学年やクラス、設定日時、対応する教員等）について、丁寧に周知を行います。事前の申し込みは不要とします。

**参考例** ○ 4月・日の個別相談日は

1年1、2、3、4組 の希望する生徒を対象に実施します。

学級担任または学級副担任等が担当します。

9：00～10：30 出席番号 1～10

10：30～12：00 出席番号 11～20

13：00～14：30 出席番号 21～30

14：30～16：00 出席番号 30～40

- (2) 相談内容は「今後の学校生活に関する相談」「学習相談」「進路相談」「健康相談」「その他の必要な相談」など児童生徒のニーズに応じます。
- (3) 相談日当日に、児童生徒の待ち時間が少なくなるような対象や時間設定についての工夫が必要です。
- (4) 待ち時間に待機する場所における感染防止対策を講じてください。

※ 相談日に登校できない生徒には、積極的に電話等で連絡をとるようにします。また、配布物等がある場合には、近日中に自宅へのポスティングをします。

### 2 電話相談窓口の設置（児童生徒からの電話による相談）

学校から情報配信メール等で「児童生徒の不安解消のための電話相談」の周知を行います。

※ 相談内容、1－(2)と同様です。

※ 使用する電話番号については学校代表番号を案内することが一般的ですが、カウンセリングルーム等の専用回線があれば活用し、交代で相談担当者が在室するなど職員配置の工夫が必要です。

以上の取組については、児童生徒、保護者に対して十分に周知をしてください。

### 3 家庭訪問等の実施

- (1) 2の相談内容によって、児童生徒との直接会う必要がある場合は、家庭訪問や登校を促すなどして、直接対面して相談を行います。
- (2) 児童生徒との関係構築のために、必要な資料の配布についてはポスティングなどを中心に行います。

### 4 児童生徒の居場所での見守り

「居場所」に来校する児童生徒への見守りを通して、必要な支援を行います。

**留意事項：**児童生徒が登校する場合には、保護者と合意の上で実施してください。また、十分な感染防止策を講じてください。

## 支援を要する児童生徒の生活状況等の把握のための取組

「児童虐待等の未然防止のために支援が必要な児童生徒」<sup>注1</sup>、その他、「今後の学校生活に向け、特に支援を必要と考える児童生徒」<sup>注2</sup>の生活状況等の把握に努めてください。  
この取組については、情報の取り扱いについて十分な配慮のもと実施する必要があります。

### 1 児童生徒の居場所での見守り

「居場所」での見守りの中で、児童生徒本人との対話などを通して生活状況等の把握を行います。

### 2 電話連絡

児童生徒本人との対話により生活状況等の把握を行います。

### 3 手紙

「元気に過ごしていますか。」等、児童生徒本人に向けた手紙を自宅ポストに投函し、「学校に電話してほしい（日時を指定）」など直接対話できるようなメッセージを発信します。

### 4 家庭訪問

(1)、(2)等の方法でも、児童生徒の状況が把握できない場合には、感染防止に十分配慮したうえで家庭訪問を実施します。家庭訪問を実施する場合、保護者と合意を得ることが望ましいと考えますが、「訪問に応じない」「電話が何日も通じない」などの場合には、各区・教育担当や関係機関（児童相談所、区役所みまもり支援センター等）と情報共有をし、対応について協議してください。

注1 「児童虐待等の未然防止のために支援が必要な児童生徒」

・・・児童相談所等で構成される要保護児童対策地域協議会において見守りの対象となっている児童生徒

※ 対象児童生徒の氏名等の情報は各区・教育担当からお伝えします。

注2 「今後の学校生活に向け、特に支援を必要と考える児童生徒」

・・・各学校で、長期欠席傾向を含め、通常時においても課題を抱えていると認識をしている児童生徒